

基準B7 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 基準の適用範囲

(1) 特定駐車場用泡消火設備は、令13条及び令15条の規定により設置しなければならない泡消火設備に代えて用いることができる設備であり、駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液を圧力により放射して火災の拡大を初期に抑制させるもので、令別表第1に掲げる防火対象物の駐車場の用に供される部分において、次に掲げる防火対象物又はその部分（以下、この基準において、特定駐車場という。）について適用することができる。

① 駐車場の存する階における当該部分の床面積が次に掲げるもののうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分のもの。ただし、屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外へ出ることができる構造の階を除く。

ア 地階及び2階以上：200㎡以上のもの。

イ 1階：500㎡以上のもの。

ウ 屋上部分：300㎡以上のもの。

② 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもので、床面から天井までの高さが10m以下の部分のもの。

※ 上記、①、②において、床面から天井までの高さが10m以下とは、平均高さではなく、すべての地点における最高の高さをいう。

(2) 用語の意義

① 閉鎖型泡水溶液ヘッドとは、特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、火災の熱により作動し、ポンプ等の圧力により泡水溶液を放出するものをいう。

② 開放型泡水溶液ヘッドとは、特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、感熱体を有しないもので、火災時には、感知継手の作動により泡水溶液が流れ、ポンプ等の圧力により、泡水溶液を放出するものをいう。

③ 感知継手とは、火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。

④ 泡ヘッドとは、規則第18条第1項第1号に規定する泡ヘッドのうち、フォームヘッドをいう。

⑤ 火災感知用ヘッドとは、規則第18条第4項第10号イに規定する自動式の起動装置の火災感知用ヘッドをいう。

⑥ 閉鎖型スプリンクラーヘッドとは、規則第13条の2第1項に規定する加圧された水をヘッドの軸心を中心とした円上に均一に分布する閉鎖型スプリンクラーヘッドをいい、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令に規定する標準型ヘッドのうち、小区画型ヘッドを除くものをいう。

※ 標準型ヘッドは、昭和40年1月12日自治省令第2号第2条第1号に規定するヘッドをいう。

⑦ 一斉開放弁とは、消火に必要な区域全てのヘッドに送水する制御弁で、令第37条第10号に規定する一斉開放弁をいう。

⑧ 流水検知装置とは、流水検知装置の技術上の規格を定める省令の規定に適合する湿式流水検知装置、乾式流水検知装置及び予作動式流水検知装置をいい、本体内の流水現象を自動的に検知して、信号又は警報を発する装置をいう。

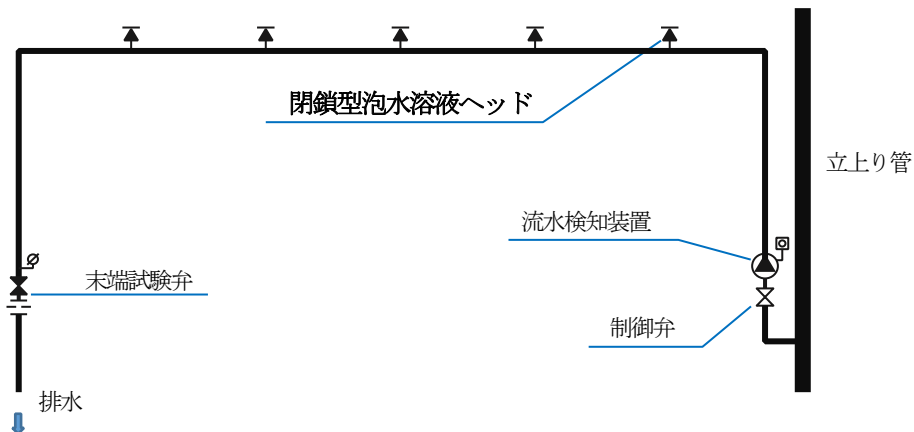
※ 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年1月18日自治省令第2号）

- ⑨ 有効感知範囲とは、消防庁長官が定める試験方法(平成26年3月28日消防庁告示第5号第4)において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。
- ⑩ 有効放射範囲とは、消防庁長官が定める試験方法(平成26年3月28日消防庁告示第5号第5)において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。
- ⑪ 有効警戒範囲とは、前⑨及び⑩に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。
- (3) 特定駐車場用泡消火設備の区分及び構成
- ① 平面式特定駐車場（特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除くもの。以下この基準において同じ。）又は機械式特定駐車場（特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分のもの。以下この基準において同じ。）において、設置することができる特定駐車常用泡消火設備は、次に掲げるものをいう。

ア 単純型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において、閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いるもの。（第B7-1図参照）

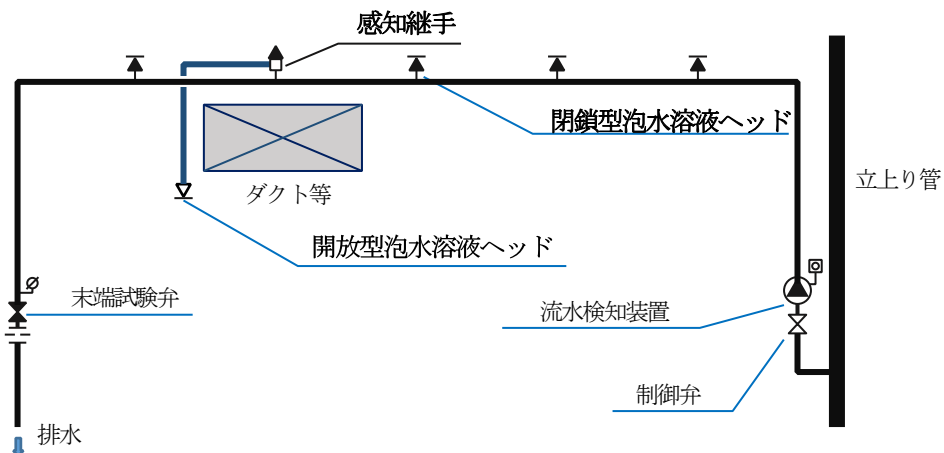
第B7-1図 単純型平面式泡消火設備の構成例



イ 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手を用いるもの。（第B7-2図参照）

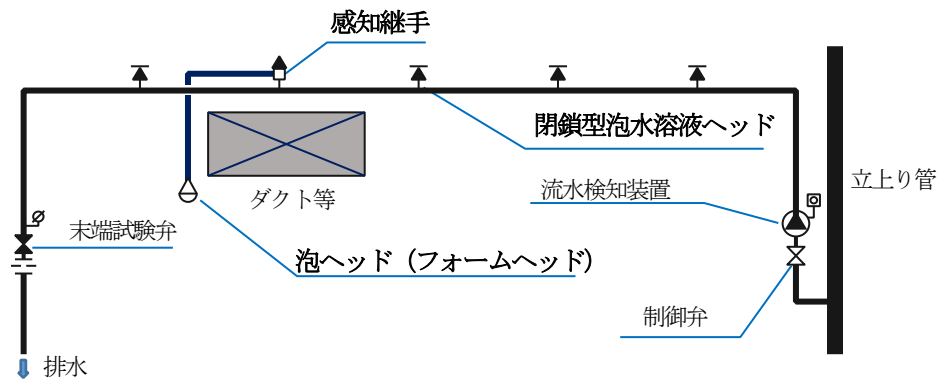
第B7-2図 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例



ウ 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において、閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いるもの。
(第B7-3図参照)

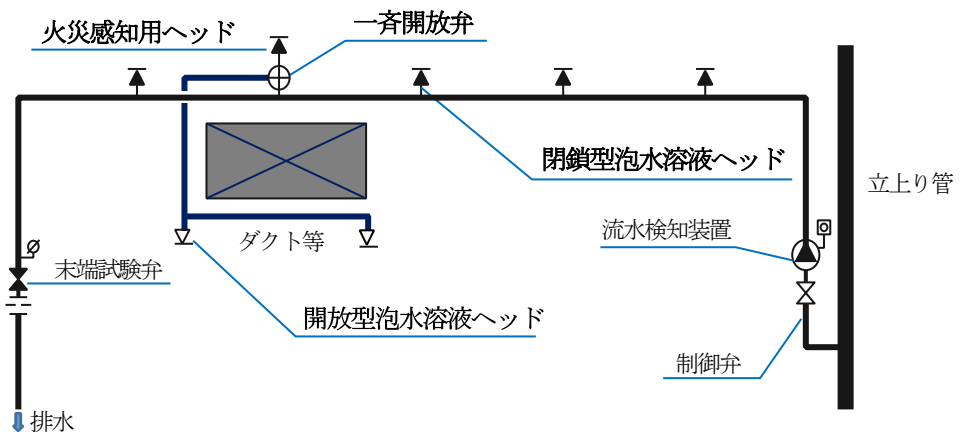
第B7-3図 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例



エ 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いるもの。(第B7-4図参照)

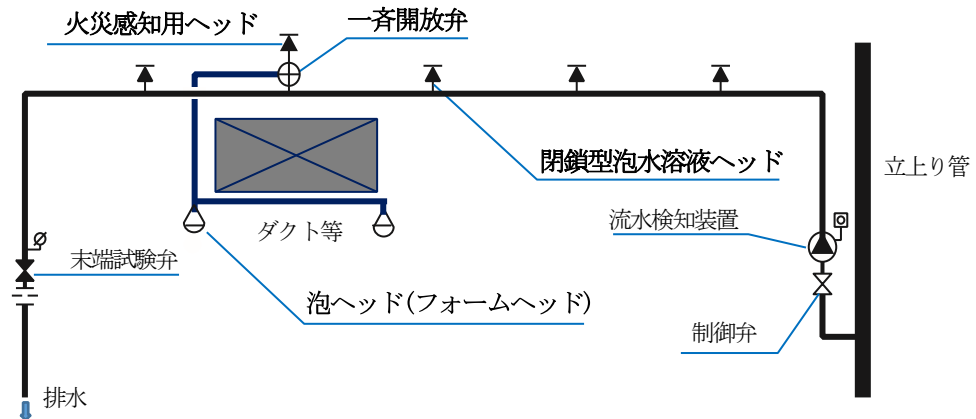
第B7-4図 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例



オ 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において、閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いるもの。（第B 7－5図参照）

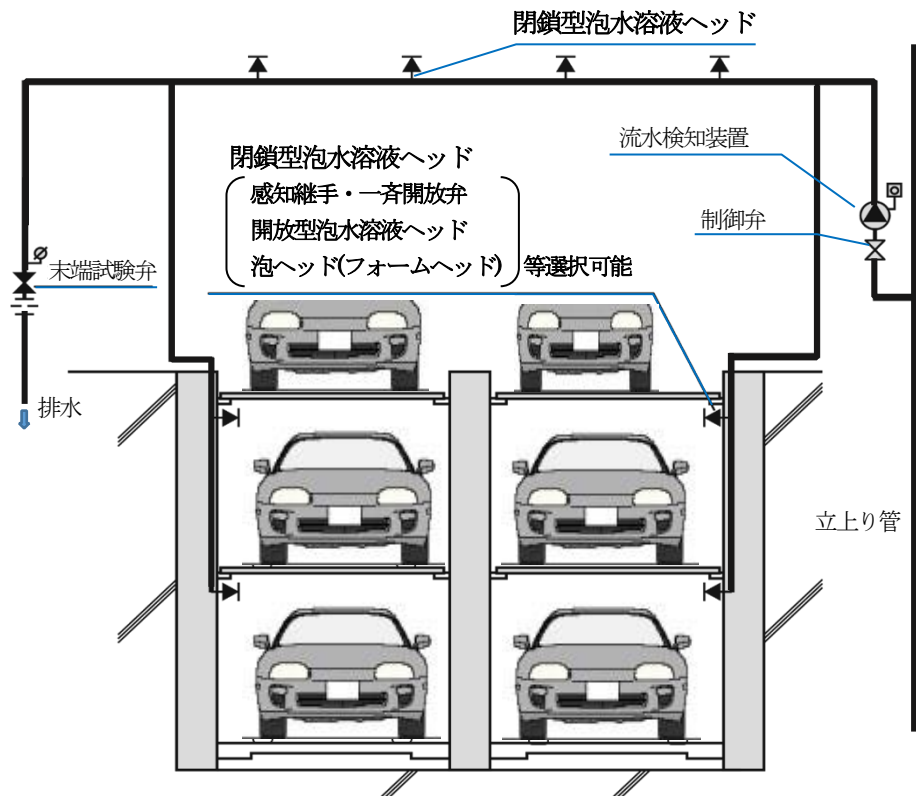
第B 7－5図 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例



カ 機械式泡消火設備

機械式特定駐車場において、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いるもの。（第B 7－6図参照）

第B 7－6図 機械式泡消火設備の構成例



② 特定駐車場用泡消火設備における構成は次の表による。（第B 7－1 表）

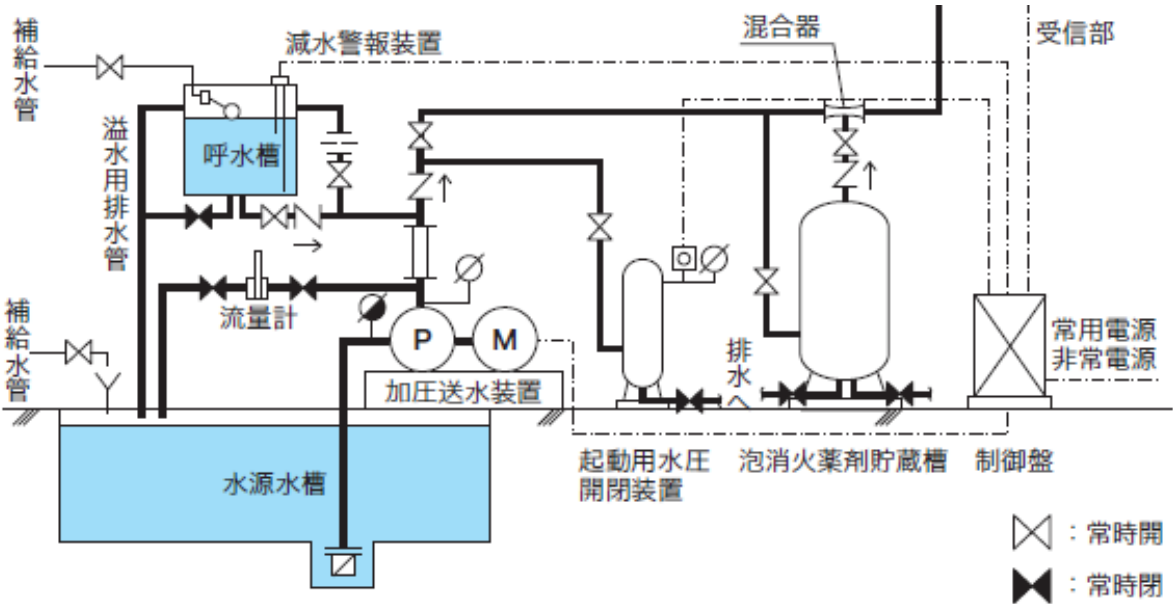
第B 7－1 表

区 分	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	感知継手	火災感知用 ヘッド一斉開放弁	開放型 泡水溶液ヘッド	泡ヘッド
単純型平面式 泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

○：必ず用いるべき機器 △：選択して用いることが可能な機器

③ 加圧送水装置は、特定駐車常用泡消火設備の放水性能を維持するために水を加圧し送水する装置をいい、当該装置により送水された水に泡消火薬剤を泡消火薬剤混合装置により混合し、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドに送液するもので、規則第18条第4項第9号の規定に準じて設けるものであること。なお、一般的な構成例を示す。（第B 7－7 図参照）

第B 7－7 図 プレッシャー・プロポーション方式の例



(4) 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の選定等

① 特定駐車場用泡消火設備に用いられる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下、閉鎖型泡水溶液ヘッド等という。）は、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年3月28日消防庁告示第5号（以下、告示第5号という。））の規定によるものであるが、日本消防検定協会が認定（規則第31条の4第1に基づく認定）を行った認定品を使用するよう指導すること。

② 認定品の閉鎖型泡水溶液ヘッド等の性能は、有効感知範囲、有効放射範囲及び最大開放個数について付帯条件が付され、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等によりその性能が変動する場合があるため、次に掲げる事項に留意すること。また、付帯条件に係る留意事項等を（第B7-2表参照）にその例を示す。なお、設置の際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、技術上の基準に適合していないものとして取り扱うものとする。

ア 泡消火薬剤は、付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。

イ 泡消火薬剤混合装置は、消火に必要な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいて、付帯条件と同一の泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。なお、当該流量の範囲の下限值及び上限値の算出方法を次に示す。

（ア）下限値（同時に放出するヘッドが最小（1個）の場合における流量）

$$Q'_{\min} = K\sqrt{10p}$$

$Q'_{\min}$: 流量の下限値（単位 $\ell/\min$ ）

K : 閉鎖型泡水溶液ヘッド等の流量定数

p : 閉鎖型泡水溶液ヘッド等の使用圧力範囲の下限値（単位 MPa）

（イ）上限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最大の場合における流量）

$$Q'_{\max} = K\sqrt{10p} \times N$$

$Q'_{\max}$: 流量の上限値（単位 $\ell/\min$ ）

K : 閉鎖型泡水溶液ヘッド等の流量定数

N : 設置される特定駐車場用泡消火設備の区分に応じ、省令第4条第2号イ又は第5条第4号イ若しくは第7条第4号イの規定により決定される閉鎖型泡水溶液ヘッド等の開放個数（単位 個）

ウ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、発生した火災を有効に感知することができる最大高さを付帯条件とし、当該高さ以下の範囲に設置すること。（有効感知範囲の性能）

エ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、ア及びイの組み合わせが適正である必要があること。（有効放射範囲の性能）

オ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、発生した火災を有効に消火することができる最大高さを付帯条件とし、当該高さ以下の範囲に設置すること。（有効感知範囲の性能）

カ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、発生した火災を有効に消火することができる最小高さを付帯条件とし、当該高さ以上の範囲に設置すること。（最大開放個数）

第B7－2表 付帯条件に係る留意事項

品目	付帯条件	主な関連事項	設置時における留意事項
閉鎖型 泡水溶液ヘッド	使用圧力範囲	性能及び強度	ヘッドに作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。 (加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等)
	設置高さ範囲	放射性能及び感知性能	付帯条件の設置高さ範囲内に設置されていること。
	泡消火薬剤、希釈容量濃度、 使用圧力範囲及び設置高さ範囲	放射性能	付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。
			適切な泡消火薬剤混合装置※1であること。
	希釈容量濃度、使用圧力範囲、 流量定数及び開放個数	水源の水量	水源水量 $\geq$ (①+②)の泡水溶液を作るに必要な量 ① 開放個数※2すべての放射に必要な流量※3で10分間の放射に必要な量 ② 配管を満たすに要する量
		泡消火薬剤貯蔵量	(5)①エの基準によること。
開放型 泡水溶液ヘッド	使用圧力範囲	性能及び強度	ヘッドに作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。 (加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等)
	泡消火薬剤、希釈容量濃度、 使用圧力範囲及び設置高さ範囲	放射性能	付帯条件の設置高さ範囲内に設置されていること。
			付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。 適切な泡消火薬剤混合装置 ※1であること。
感知継手	使用圧力範囲	性能及び強度	感知継手に作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。 (加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等)
	最大設置高さ	感知性能	付帯条件の最大設置高さ以下に設置されていること。
	最大流量	接続可能な ヘッドの数	付帯条件の最大流量 $\geq$ ①×② ① 接続するヘッドの数(最大2個) ② ヘッド1個の放射に必要な流量 ※4
※1： ヘッドの付帯条件と同一の希釈容量濃度の泡水溶液となるように、ヘッド1個から付帯条件に示される開放個数までの放射に必要な流量の範囲内において適正に混合できるもの。 ※2： 開放個数とは、(5)①イ(ア)、(5)②エ(ア)又は(5)④エ(ア)の基準により決定される個数 ※3： 開放個数すべての放射に必要な流量(l/min)＝ヘッド1個の放射に必要な流量 ※4×開放個数※2 ※4： ヘッド1個の放射に必要な流量(l/min)＝流量定数×$\sqrt{10}$×使用圧力範囲の下限値(MPa)			

(5) 特定駐車場用泡消火設備区分別の設置及び維持に関する技術上の基準

① 単純型平面式泡消火設備は、次によること。

ア 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、次によること。

- (ア) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出したはり等によって区画された部分ごとに設けること。ただし、当該はり等の相互間の中心距離が1.8m以下である場合にあっては、この限りでない。
- (イ) 給排気用ダクト、棚等（以下この項において「ダクト等」という。）でその幅又は奥行が1.2mを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にも閉鎖型泡水溶液ヘッドを設けること。
- (ウ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドのデフレクターと当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下であること。
- (エ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの軸心が当該ヘッドの取付け面に対して直角となるように設けること。
- (オ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。（第B7-3表参照）

第B7-3表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上64℃未満	79℃以上121℃未満

- (カ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドの周囲には、感知及び放射分布に障害となるものがないものであること。
- (キ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下この項において同じ。）のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。
- イ 水源の水量は、次の（ア）及び（イ）に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。
- (ア) 消防庁長官が定める試験方法（告示第5号）において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下この項において「最大開放個数」という。）又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を10分間放射することができる量

$$N=10 \times (2.3)^2 \div r^2$$

r： 閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の半径（2以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる場合にあっては最小の半径に限る。）（単位：m）

N：閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位：個）

(イ) 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

※ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量とは、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たすに必要な水量とする。

— 水源水量の計算例 —

I 閉鎖型泡水溶液ヘッドの仕様（有効感知範囲の半径：2.1m・放水量：30ℓ/min）とした場合

$$\begin{aligned} N &= 10 \times (2.3)^2 \div r^2 \\ &= 10 \times (2.3)^2 \div 2.1^2 \\ &\approx 11.9 \quad (\text{小数点以下切上げ}) \\ &\approx 12 \quad (\text{個}) \end{aligned}$$

$$12 \text{個} \times 30 \ell / \text{min} \times 10 \text{分間} = 3,600 \ell$$

次に、配管内を満たすに要する泡水溶液の量を1,000ℓと仮定する。

$$3,600 \ell + 1,000 \ell = 4,600 \ell = 4.6 \text{m}^3 \quad (\text{水源水量})$$

水源水量は、4.6m³以上となる。

II 閉鎖型泡水溶液ヘッドの仕様（有効感知範囲の半径：2.8m・放水量：40ℓ/min）とした場合

$$\begin{aligned} N &= 10 \times (2.3)^2 \div r^2 \\ &= 10 \times (2.3)^2 \div 2.8^2 \\ &\approx 6.74 \quad (\text{小数点以下切上げ}) \\ &\approx 7 \quad (\text{個}) \quad \text{ただし、8個以下のため8個とする。} \end{aligned}$$

$$8 \text{個} \times 40 \ell / \text{min} \times 10 \text{分間} = 3,200 \ell$$

次に、配管内を満たすに要する泡水溶液の量を1,000ℓと仮定する。

$$3,200 \ell + 1,000 \ell = 4,200 \ell = 4.2 \text{m}^3 \quad (\text{水源水量})$$

水源水量は、4.2m³以上となる。

ウ 流水検知装置は、次によること。

（ア）一次側（流水検知装置への流入側で弁体までの部分をいう。以下同じ。）には、圧力計を設けること。

（イ）二次側（流水検知装置からの流出側で弁体からの部分をいう。以下同じ。）に圧力の設定を必要とするものにあつては、当該流水検知装置の圧力設定値よりも二次側の圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置を設けること。

（ウ）二次側は、泡水溶液を満たした状態とすること。

エ 泡消火薬剤の貯蔵量は、前イ（ア）に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

— 泡消火薬剤の計算例（水源水量の計算例より） —

I 閉鎖型泡水溶液ヘッドの仕様（有効感知範囲の半径：2.1m・放水量：30ℓ/min）、配管内を満たすに要する泡水溶液の量を1,000ℓ及び泡消火薬剤の希釈容量濃度を3%とした場合

$$\begin{aligned} N &= 10 \times (2.3)^2 \div 2.1^2 \\ &\approx 12 \quad (\text{個}) \end{aligned}$$

$$12 \text{個} \times 30 \ell / \text{min} \times 10 \text{分間} = 3,600 \ell$$

次に、配管内を満たすに要する泡水溶液の量1,000ℓ及び希釈容量濃度3%のため、

$$\begin{aligned} & (12 \text{個} \times 30 \ell / \text{min} \times 10 \text{分間} \times 3\%) + (1,000 \ell \times 3\%) \\ &= 3,600 \ell \times 3\% + 1,000 \ell \times 3\% = 138 \ell \quad (\text{泡消火薬剤}) \end{aligned}$$

泡消火薬剤の貯蔵量は、138ℓ以上となる。

$$\ast \quad 3,600 \ell + 1,000 \ell = 4,600 \ell \quad (\text{水源水量}) \times 3\% = 138 \ell \quad (\text{泡消火薬剤})$$

オ 加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号の規定に準じて設けるほか、次によること。

(ア) 水源の水位がポンプより低い位置にある場合は、呼水装置を規則第12条第1項第3号の2の規定の例により設けること。

(イ) 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

(ウ) 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること。

カ 泡消火薬剤貯蔵槽等の泡消火薬剤の貯蔵場所は、次によること。

(ア) 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

(イ) 当該泡消火薬剤が変質するおそれが少ない場所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでないものであること。

(ウ) 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること。

キ 泡消火薬剤混合装置は、規則第18条第4項第14号の規定に準じて設けるほか、次によること。

(ア) 消火に有効な泡を生成するために適した泡水溶液を混合することができるものとする。

(イ) 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

(ウ) 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること。

(エ) 日本消防検定協会による特定機器評価を行った評価適合品のものを使用するよう指導すること。

ク 配管は、次によるほか、規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。

(ア) 専用とすること。

(イ) 末端には、流水検知装置の作動を試験するための末端試験弁を規則14条第5号の2の規定に準じ設けること。

(ウ) 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること。

ケ 起動装置は、次のいずれかの作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

(ア) 自動火災報知設備の感知器

(イ) 流水検知装置

(ウ) 起動用水圧開閉装置

コ 自動警報装置は、規則第12条第1項第12号の規定に準じて設けること。

サ 非常電源及び操作回路の配線は、規則第12条第1項第4号及び第5号の規定の例により設けること。

シ 貯水槽、非常電源等は、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること。

ス 単純型平面式泡消火設備に係る総合操作盤は、当該設備の監視、操作等を行うことができるもので、規則第12条第1項第8号の規定を準用すること。

セ 自動火災報知設備を設置する場合は、当該設備の感知器は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）に適合するものを規則第23条第4項の規定に準じて設けること。

② 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

ア (5) ① (①ア(キ)及びイを除く)の基準によること。

イ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、次によること。

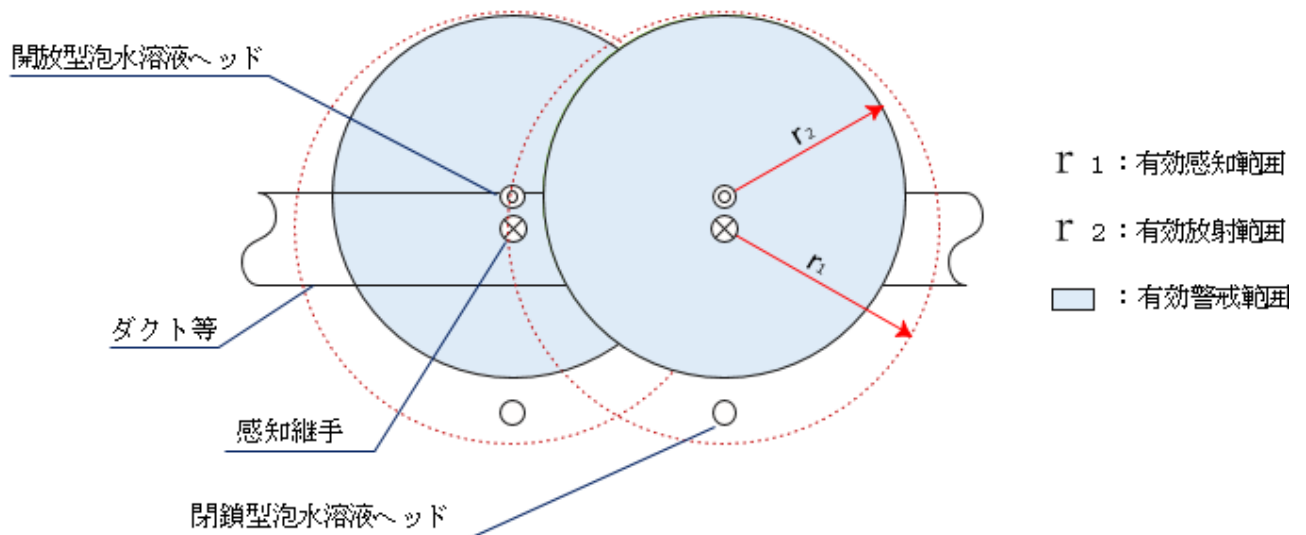
(ア) 感知継手は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。（第B7-4表）

第B 7－4表

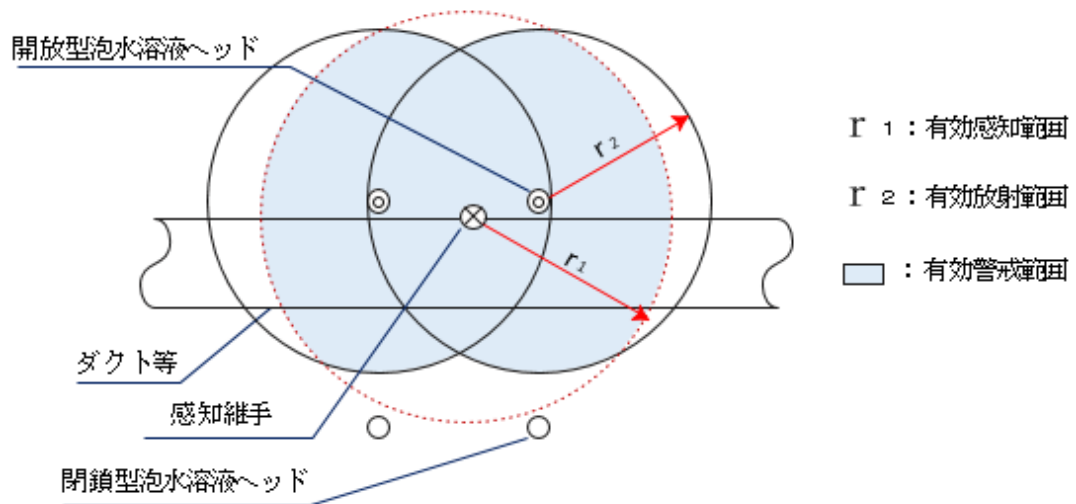
取り付け場所の最高周囲温度	標示温度
3 9℃未満	7 9℃未満
3 9℃以上6 4℃未満	7 9℃以上1 2 1℃未満

- (イ) 感知継手の周囲には、感知に障害となるものがないものであること。
- (ウ) 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲内及び感知継手の有効感知範囲内に包含できるように設けること。
- ウ 開放型泡水溶液ヘッドは、次によること。
- (ア) 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。
- (イ) 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は2以下とすること。
- (ウ) 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には、放射分布に障害となるものがないものであること。
- (エ) 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。(第B 7－8図及び第B 7－9図参照)

第B 7－8図 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が1の場合



第B7-9 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が2の場合



エ 水源の水量は、次の（ア）及び（イ）に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

（ア）（5）①イ（ア）に定める量又は次のa若しくはbに定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

a 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

b （5）①イ（ア）に定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

（イ）配管内を満たすに要する泡水溶液の量

オ 配管は、次によること。

（ア）（5）①クの基準によること。

（イ）感知継手の二次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

③ 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

ア （5）①（①ア（キ）及びイを除く）の基準によること。

イ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感熱継手は、（5）②イ（ア）から（ウ）の基準によること。

ウ 泡ヘッド（フォームヘッド）は、次によること。

（ア）泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

（イ）一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は2以下とすること。

（ウ）防護対象物の形状、構造等に応じ、標準放射量で当該防護対象物の火災を有効に消火できるように、次に定めるところにより、必要な個数を適当な位置に設けること。

a 防火対象物又はその部分の天井等に床面積9㎡につき1個以上のヘッドを防護対象物のすべての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるように設けること。

b 放射量は、泡消火薬剤の種別に応じ、同表による数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。（第B7-5表参照）

第B 7－5表

泡消火薬剤の種別	床面積 1 m ² 当たりの放射量
たん白泡消火薬剤	6. 5 (ℓ/min)
合成界面活性剤泡消火薬剤	8. 0 (ℓ/min)
水成膜泡消火薬剤	3. 7 (ℓ/min)

(エ) 閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

(オ) 泡ヘッドは、消防防災用設備機器性能評定委員会が行った性能評定を受けたものを使用するよう指導すること。

(カ) 開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドの周囲には、放射分布に障害となるものがないものであること。

エ 水源の水量は、(5) ②エ の基準によること。

オ 配管は、(5) ②オ の基準によること。

④ 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

ア (5) ① (①ア(キ) 及びイを除く) の基準によること。

イ 火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下、火災感知ヘッド等という。)は、次によること。

(ア) 火災感知用ヘッド等は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める表示温度を有するものを設けること。(第B 7－6表参照)

第B 7－6表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
3 9℃未満	7 9℃未満
3 9℃以上6 4℃未満	7 9℃以上1 2 1℃未満

(イ) 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び火災感知ヘッド等の有効感知範囲内に包含できるように設けること。

(ウ) 火災感知用泡ヘッド等の取り付け面の高さは、原則、床面から5 m以下とし、火災を有効に感知できるように設けること。ただし、建物の構造上床面から5 mを越える場所に設けなければならない場合は、次の表によることができる。(第B 7－7表参照)

第B 7－7表

感度種別	警戒面積	取付け高さ	感度種別	警戒面積	取付け高さ
1 種	2 0 m ² 以下	7 m以下	2 種	2 0 m ² 以下	5 m以下 原則
	1 3 m ² 以下	1 0 m以下		1 1 m ² 以下	1 0 m以下

ウ 開放型泡水溶液ヘッドは、次によること。

(ア) 開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

(イ) 一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は4 以下とすること。

(ウ) 防護対象物の形状、構造等に応じ、標準放射量で当該防護対象物の火災を有効に消火できるように、次に定めるところにより、必要な個数を適当な位置に設けること。

(エ) 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には、放射分布に障害となるものがないものであること。

エ 水源の水量は、次の（ア）及び（イ）に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

（ア）（５）①イ（ア）に定める量又は次のa若しくはbに定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が８以下の場合にあつては、８）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に泡水溶液を１０分間放射することができる量

a 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた開放型泡水溶液ヘッドが接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

b （５）①イ（ア）に定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた２以上の開放型泡水溶液ヘッド等が接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

（イ）配管内を満たすに要する泡水溶液の量

オ 配管は、次によること。

（ア）（５）①クの基準によること。

（イ）一斉開放弁の二次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

⑤ 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

ア （５）①（①ア（キ）及びイを除く）の基準によること。

イ 火災感知用ヘッド等は、（５）④イ（ア）から（ウ）の基準によること。

ウ 泡ヘッド（フォームヘッド）は、次によること。

（ア）泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

（イ）一の一斉開放弁に接続する泡ヘッドの数は４以下とすること。

（ウ）（５）③ウ（ウ）から（カ）の基準によること。

（エ）閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

エ 水源の水量は、（５）④エの基準によること。

オ 配管は、（５）④オの基準によること。

⑥ 機械式泡消火設備は、次によること。

ア （５）①から⑤の基準によること。

イ 車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けること。

ウ 車両を駐車させる昇降機等の機械装置の部分に当該設備を設置する場合は、（５）アの基準により設置しないことができる。ただし、（５）①ア（オ）及び（キ）の基準を除くものとする。

（６）その他

① この基準による屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び泡消火設備の法令に定める基準に係るものを適用する部分については、各論第１、基準１４、基準１５及び基準１８を準用すること。